2026 年 11 月 1 日

紫友同窓会会員・客員各位

紫友同窓会理事会

紫友同窓会の法人化に関する意見の募集について

今般、紫友同窓会理事会では、現在任意団体である紫友同窓会を法人化（一般社団法人、一般財団法人）することを検討しています。

本件については、去る 5 月 30 日開催の評議委員会においてご賛同をいただき、8 月発行の「紫友同窓会会報 54 号」誌面（P.3）にてご報告いたしました。今後検討を具体化するにあたり、紫友同窓会会員・客員の皆さまの多様な見解を参考といたしたく、法人化に関する意見の募集を行います。

法人化の概要については別紙のとおりです。意見のある会員・客員の方は、下記の要領に沿って意見をお寄せください。

記

1. 意見の募集内容
 紫友同窓会の法人化（紫友みらい基金の分離・法人化を含む）について

2. 意見の募集の趣旨、目的、背景等
 別紙のとおりです。

3. 意見の提出方法
 意見提出時の必要事項を添えて、後記「6. 意見の提出先」に記載の方法を用いてご提出ください。

4. 意見の募集期間
 2026（令和８）年 11 月 1 日から 11 月 30 日まで
 なお、意見提出フォームは 11 月 30 日 23 時 59 分までの受信分を、郵送は締切日必着分を有効といたします。

5. 意見提出時の必要事項
 意見提出時は、次の各事項を含めてください。
 ・卒業年次（客員の場合は不要）
 ・卒業クラス（客員の場合は不要）
 ・氏名
 ・連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）
 ・意見
 なお、ご提供いただいた個人情報は、本意見聴取の目的以外には使用いたしません。

6.　意見の提出先

(1) 意見提出フォームを利用する場合

次の URL にアクセスし、意見提出時の必要事項を入力の上、意見をお送りください（ファイルを添付することも可能です。）。

https://go.shiyu-dousoukai.jp/houjinka

(2) 郵送の場合

意見提出時の必要事項を記載した書面を、以下の宛先に郵送してください。

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-29
東京都立小石川中等教育学校内 紫友同窓会事務局

7.　留意事項

・提出された意見は紫友同窓会ホームページに掲載する予定です（意見と卒年のみ開示させていただきます。）。
・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
・お寄せいただいた意見を参考に理事会で具体案を検討し、その結果はホームページでお知らせいたします。
・意見の提出に伴い発生する通信料、郵送料その他の費用は、恐れ入りますが意見提出者にてご負担ください。

【本件に関するお問い合わせ】

内容に関するお問い合わせは、紫友同窓会事務局（jimu-kyoku@shiyu-dousoukai.jp または FAX：03-3945-1961）宛てお願いいたします。なお、お電話ではお答えできかねますのでご了承ください。

以　上

【別紙】

1. 法人化の必要性

母校東京都立小石川中等教育学校は、1918（大正７）年の東京府立第五中学校の創立から数え、２年後の 2028（令和 10）年に創立 110 周年を迎えます。紫友同窓会は、1930（昭和５）年の創立時から現在まで、任意団体として、会員の皆さまの長年の善意に支えられて、運営されてきました。

しかしながら、現状の任意団体のままでは以下(1)～(3)に示したようなリスクがあり、会の永続が困難と考えられるため、持続可能な仕組みを作ることが急務との考えから、今年度の評議委員会の決議をいただき、法人化についての検討を始めました。

そこで、会員、客員の皆さまから、紫友同窓会の法人化についての意見をお伺いしたく、広くご意見を募集することといたしました。

(1) 財政基盤の強化：より充実した学生支援のために

母校創立 100 周年の際に多額の寄付金が集まり、同窓生支援、母校支援や同窓会行事に充当してきましたが、現状のままでは３年で運転資金が枯渇する見通しが明らかになりました。

現在の紫友同窓会は、会費収入と寄付金収入で運営されています。

高額な寄付金をいただいた場合、同窓会に贈与税が課税される可能性がありますが、非営利型の一般社団法人・一般財団法人（以下「社団・財団法人」といいます。）や公益社団法人・公益財団法人（以下「公益法人」といいます。）であれば、寄付金は原則として非課税となります。

また、寄付をする側においても、個人からの寄付の場合、公益法人であれば、所得税の寄付金控除が受けられるほか、会社などの法人の場合でも損金算入が認められることになるため、法人税の節税となります。

上記のとおり、任意団体から、社団・財団法人や公益法人になると、現在より多くの寄付金を集めることが可能となり、より充実した学生支援等の基盤ができます。

(2) 代表者名義による資金管理

紫友同窓会は任意団体ではありますが、会費収入や寄付金などで相応の資金が集まります。現状では、法人格がありませんので、会長名義の預金口座で預かるしかなく、万が一の際、マネーロンダリング等の捜査対象のリスクがあります。

一方、社団・財団法人や公益法人になると、法人名義の預金口座の開設が可能となります。

(3) 特定の個人への依存

同窓会活動は個々の会員の善意に支えられてきましたが、その方々が担えなくなれば運営が成り立たなくなるリスクがあります。

2.　法人化のポイント

(1) 法人の形について

前記 1. (1)～(3)に示したようなリスクを低減するため、現時点では、①紫友同窓会については非営利型の一般社団法人に、②同窓会に設置されている紫友みらい基金は、紫友同窓会から分離して一般財団法人に、それぞれ移行することがよいのではないか、との方向で検討をしています。

その理由（メリット）は以下のとおりです。

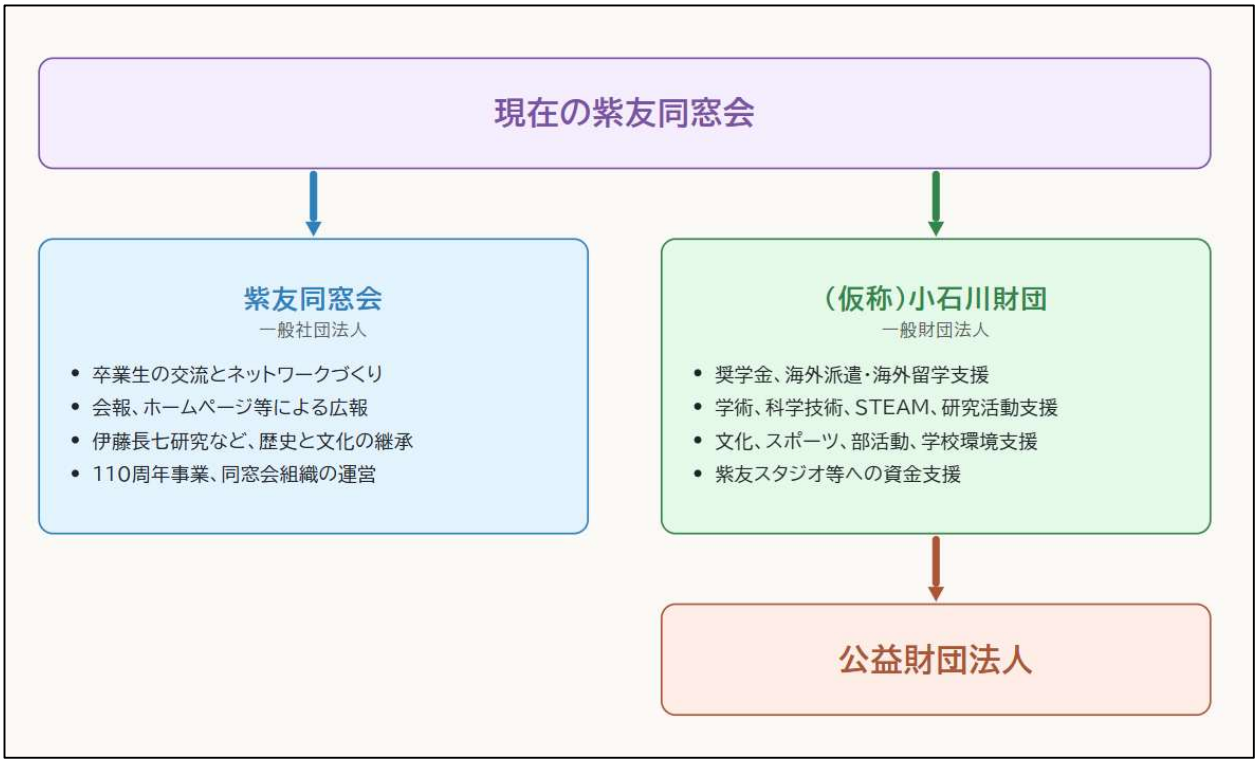
① 紫友同窓会が非営利型の一般社団法人となった場合、会員の皆さまからの会費収入は非課税となるため、同窓会に法人税は課税されません。

② 紫友みらい基金が一般財団法人となった場合も、受け取った寄付金は同様に非課税となります。

ただし、一般財団法人のままでは、寄付した方や法人にはメリットがありません。そこで、一般財団法人設立後には、さらに公益財団法人への移行を目指します。

③ 公益財団法人となった場合には、前述のとおり、寄付した方は所得税の寄付金控除が受けられますし、法人についても寄付金の損金算入が認められます。

＜法人化のイメージ＞



(2) 法人の運営について

一般社団法人および一般財団法人の機関設計は、関係法令に則り、定款で定めます。一方、同窓会活動については、会員・評議委員・役員のつながりを尊重し、現在の参加・運営の仕組みを基本として継続します。

以　上